平成２２年（フ）第１０９４号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地26棟203号
債務者　安井　章尊
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１３号
京都市右京区常盤仲之町18番地　常磐コーポ202号室
債務者　妍美こと　林　　厚二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４０号
京都府城陽市富野鷺坂山59番地の21
債務者　荒嶽サエ子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
香川県高松市木太町3801番地15
債務者　森　　定男
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４７号
福井県三方上中郡若狭町世久見第31号８番地
債務者　吉岡　與七
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第８０号
福岡県大牟田市大字勝立705番地１
債務者　亀﨑　直子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８１号
福岡県大牟田市大字橘1135番地３　びれっじ山帰来101号
債務者　徳永　照幸
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８２号
福岡県大牟田市大字橘1135番地３　びれっじ山帰来101号
債務者　徳永美登里
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第６８８号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目15番12号
債務者　上村貴美子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８２１号
北九州市小倉北区泉台３丁目５番８号　コーポいずみ103
債務者　岩下　利勝
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００４号
宮城県多賀城市南宮字一里塚１番地の14
債務者　亀山　　明
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００５号
宮城県多賀城市南宮字一里塚１番地の14
債務者　亀山　美幸
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９６号
仙台市青葉区立町11番21号　大畑アパート６
債務者　佐藤　俊男
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９７号
仙台市青葉区立町11番21号　大畑アパート６
債務者　佐藤　広美（旧姓洞口）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０５号
仙台市若林区若林４丁目７番25号　吉野アパート７
債務者　山科　美紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
石川県白山市鶴来知守町ル145番地２
債務者　藤本　聖一
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２０号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目１番３―502号
債務者　庄司　陽子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９８号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目23番14号
債務者　スナック忍ぶこと　仲田　玲子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係